

燕市総合計画審議会の組織改革（案）
～ 委員公募の導入と部会の設置 ～

1. 委員公募制度の導入について

(1) 趣旨

各界・各層から幅広く委員を選任することに加え、市民の視点から意見や要望をお聞きし、市政への市民参画を促進するため、市の付属機関である総合計画審議会に市民公募委員を募集する。なお、今後市議会に上程する予定の「燕市まちづくり基本条例（案）」にも当該趣旨の規定がある。

《参考》燕市まちづくり基本条例（案）

(市民参画の方法)

第21条 市は、政策の立案、実施、評価及び改善の一連の過程において、政策に対する市民の関心及び政策が市民に与える影響その他政策の内容を総合的に判断し、市民参画が必要であると認める場合には、次に掲げる方法のうち事案に応じた適切なものにより市民参画を求めなければなりません。

- (1) 審議会その他の付属機関及びこれに類する組織(以下「審議会等」といいます。)への市民公募
(以下略)

(2) 公募による委員選任数

委員定数30人のうち1割程度

(3) 条例改正案

《現行》総合計画審議会条例

(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の委員及び職員
(2) 関係公共的団体の役員及び職員
(3) 識見を有する者

《改正案》総合計画審議会条例



(組織)

第2条 審議会は、委員30人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 関係行政機関の委員及び職員
(2) 関係公共的団体の役員及び職員
(3) 識見を有する者
(4) 公募により選任された者

2. 部会の設置について

(1) 趣旨

総合計画について、より専門的な視点から審議を行い、効率的で実効性のある審議を行うため、審議会内部に分野別の部会を設置する。

(2) 部会案（市議会の常任委員会の構成に準ずる）

部会名	分掌事項（政策別）	配属委員数
総務文教部会	・ 市民参画・行財政に関する事 ・ 教育・文化・スポーツに関する事	10人程度
市民厚生部会	・ 健康・福祉に関する事 ・ 生活環境に関する事	10人程度
産業建設部会	・ 産業に関する事 ・ 都市基盤に関する事	10人程度

(3) 条例改正案

≪改正案≫総合計画審議会条例に次の1条を追加する。

<p>(部会)</p> <p>第6条 審議会は、その所掌事務に係る特定の事項について調査し、及び審議するため、部会を置くことができる。</p> <p>2 部会は、会長が指名する委員をもって組織する。</p> <p>3 部会に部会長を置き、当該部会に属する委員の互選により選任する。</p> <p>4 部会長は、部会の事務を掌理し、部会の審議結果を会長に報告しなければならない。</p> <p>5 部会長に事故があるときは、当該部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者が、その職務を代理する。</p>
--